

【表紙】

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                  |
| 【提出先】      | 四国財務局長                                 |
| 【提出日】      | 平成26年 5月26日                            |
| 【会社名】      | 株式会社技研製作所                              |
| 【英訳名】      | GIKEN LTD.                             |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 北村 精男                          |
| 【本店の所在の場所】 | 高知県高知市布師田3948番地 1                      |
| 【電話番号】     | ( 0 8 8 ) 8 4 6 - 2 9 3 3              |
| 【事務連絡者氏名】  | 経理部部門リーダー 南 直人                         |
| 【最寄りの連絡場所】 | 高知県高知市布師田3948番地 1                      |
| 【電話番号】     | ( 0 8 8 ) 8 4 6 - 2 9 3 3              |
| 【事務連絡者氏名】  | 経理部部門リーダー 南 直人                         |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【提出理由】

平成25年11月28日開催の当社第32期定時株主総会で承認された会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成26年5月26日開催の当社取締役会において、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して当該新株予約権を発行することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 銘柄

株式会社技研製作所第2回新株予約権

### 2. 発行数

10,000個

### 3. 発行価格

無償

### 4. 発行価額の総額

未定

### 5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類および内容は当社普通株式（単元株数は100株）とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### 6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権を行使することによって交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき、次の（1）または（2）の事由が生じる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

#### （1）当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

#### （2）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、時価発行として行う公募増資、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有している当社普通株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権の行使期間

平成28年8月1日から平成30年11月30日まで

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、執行役員、顧問または従業員ならびに当社子会社の役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由がある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとする。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める所によるものとする。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

|                |      |        |
|----------------|------|--------|
| 当社取締役          | 4名   | 667個   |
| 当社従業員          | 296名 | 6,132個 |
| 当社子会社取締役および従業員 | 105名 | 3,201個 |

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

上記11. で記載している勧誘の相手方が所属している子会社は、当社の完全子会社である。

13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、新株予約権の割当を受けた者と当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるものとする。

以上